

白浜町における宿泊税制度（案）に係る意見募集結果

和歌山県白浜町

1 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで（30日間）

2 周知方法

- (1) 白浜町広報紙4月号
- (2) 白浜町公式ホームページ
- (3) 閲覧場所での公表

3 募集資格

- (1) 町内在住、在勤または在学している方
- (2) 町内に事務所または事業所を有する方

4 閲覧場所

白浜町役場税務課、富田事務所、椿出張所、日置川事務所、安居出張所、市鹿野出張所、白浜町公式ホームページ

5 提出方法

パブリックコメント記入用紙に必要事項を記入の上、閲覧場所の窓口へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出。

6 募集結果

提出者6名

番	ご意見の内容	町の考え方／反映状況
1	【使途】 「観光施設整備等事業」という部分の「①観光案内看板整備」内容に、熊野古道大辺路の各ポイントの案内看板も含まれているかどうかお伺いしたい。 「②観光施設等整備事業」の内容に“熊野古道大辺路の観光整備”が含まれていないことに大変疑問を感じるので見解を伺いたく存じます。	宿泊税活用事業の事業例につきましては、あくまで宿泊税の活用イメージをわかりやすくお示しするため、事業を例示しているものであり、記載のある事業に限定されるものではありません。 このため、ご意見をいただきました「熊野古道大辺路」の案内看板整備等につきましても、観光客の利便向上や観光資源の魅力向上につながるものであれば宿泊税を活用した事業の対象となり得るものと捉えておりますが、宿泊税を活用した具体的な事業につきましては、毎年度の予算編成の中で、

		<p>様々な角度から総合的に検討し、議会審議を経たうえで実施していくこととなるため、現時点において個別事業の実施をお約束するものではありません。</p> <p>しかしながら「熊野古道大辺路」は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野古道の一つであり、本町を通る「大辺路」は、風光明媚な景観とともに、多くの文化人が往来した歴史と情緒を有する、重要な歴史・観光資源であり、本町としましても、この貴重な観光資源を次世代へ継承していくため、必要な保全や整備、情報発信等に取り組んでいくことは大切であると考えております。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見として承ります</p>
2	<p>【税制度】</p> <p>宿泊税については賛成です。</p> <p>但し、料金によって宿泊税が違うのはかなり大変だと思います。</p> <p>5万円以上の1,000円についても少し話し合いが必要だと思います。</p> <p>宿泊業との話し合いをお願いします。</p>	<p>宿泊税導入の趣旨にご理解頂きありがとうございます。</p> <p>税額につきましては、町の観光業における課題や新たな取組に必要となる財源規模、宿泊客の皆さまや宿泊事業者へのアンケート結果、宿泊事業者説明会でのご意見、宿泊税検討委員会報告書を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう税額案を作成いたしました。</p> <p>また、宿泊客の皆さまは、行政サービスを一定程度享受していることから、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることを基本としつつ、応能負担の観点から担税力に見合った負担となるよう、宿泊料金区分による段階を分けた制度としております。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見として承ります</p>
3	<p>【税額】</p> <p>宿泊税の導入については、地域の活性化につながるものと考えており、基本的には賛同いたします。</p> <p>ただし、今回示されている税額の上限は、他の都道府県と比較しても高い印象を受けます。(一般的に</p>	<p>宿泊税導入の趣旨にご理解頂きありがとうございます。</p> <p>税額につきましては、町の観光業における課題や新たな取組に必要となる財源規模、宿泊客の皆さま</p>

<p>は 200 円～500 円程度が多く、今回の案では 200 円～1,000 円となっています。)</p> <p>そのため、宿泊税は一律 300 円程度、または宿泊料金に応じて 1%・2%といった形で、分かりやすく公平性のある制度設計にさせていただくのが望ましいと考えます。</p> <p>一部の自治体では 3%課税や 1,000 円～4,000 円の徴収を行っている例もありますが、そうした地域は観光客の集中による「オーバーツーリズム」への対応という側面が強いと理解しております。</p> <p>(例：京都府、東京都)</p> <p>地域の実情や観光需要を踏まえ、過度な負担とならない制度設計をご検討いただければ幸いです。</p>	<p>まや宿泊事業者へのアンケート結果、宿泊事業者説明会でのご意見、宿泊税検討委員会報告書を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう税額案を作成いたしました。</p> <p>また、宿泊客の皆さまは、行政サービスを一定程度享受していることから、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることを基本としつつ、応能負担の観点から担税力に見合った負担となるよう、宿泊料金区分による段階を分けた制度としております。</p> <p>定率制の議論につきましては、宿泊税検討委員会でもございましたが、税額算出において宿泊事業者側のご負担が大きくなる等の理由により、段階的定額制の検討に至ったところです。なお、宿泊税導入となった際は、当初 3 年、以後 5 年周期で制度内容の見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見として承ります</p>
<p>4 【税制度、税額】</p> <p>宿泊サイトで販売の場合グロスでの価格設定の為、税金分にも手数料が掛る、実態としては利用者負担ではなく事業者負担となるのは明白である。</p> <p>持続的な観光施策に掛る費用を宿泊事業者（宿泊客）だけに負担を強いるのは公平ではありません、観光地産業にかかわるすべての事業者が公平に負担すべきである。案における使途が抽象的で効果の検証に疑問を感じる。安易な徴税には断固反対する。</p> <p>案では低価格の利用者の負担割合が高い、税率であれば公平、2%程度が妥当、(9,000 円で 200 円なら 6.6%) せめて 20,000 円未満は 5,000 円区切りにすべき。</p> <p>以下提案、5,000 円未満 100 円、5,000 円以上 10,000 円未満 200 円、10,000 円以上 15,000 円未満 300 円、15,000 円以上 20,000 円未満 400 円。又は税率とすべきである。 以上、</p>	<p>税額につきましては、町の観光業における課題や新たな取組に必要な財源規模、宿泊客の皆さまや宿泊事業者へのアンケート結果、宿泊事業者説明会でのご意見、宿泊税検討委員会報告書を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう税額案を作成いたしました。</p> <p>また、宿泊客の皆さまは、行政サービスを一定程度享受していることから、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることを基本としつつ、応能負担の観点から担税力に見合った負担となるよう、宿泊料金区分による段階を分けた制度としております。</p> <p>宿泊税の導入にあたり、宿泊施設の皆さまにご負担をおかけすることとなる点につきましては十分に認識しており、特に、宿泊客の皆さまへのご説明や徴収業務を現場のスタッフの皆さまに委ねられていることについては、町としても重く受け止めております。そのため、宿泊税の導入に際しては、宿泊事業者の皆さまへの必要な支援策（特別徴収</p>

		<p>交付金やシステム整備費等補助金)を講じていくとともに、宿泊客の皆さまに適切にご理解いただけるような広報支援等を検討してまいります。</p> <p>宿泊税活用事業の事業例につきましては、あくまで宿泊税の活用イメージをわかりやすくお示しするため、事業例をお示ししているものであり、記載のある事業に限定されるものではありません。</p> <p>宿泊税における活用事業につきましては、毎年度の予算編成や議会審議を経て決定することになりますが、観光資源の魅力向上、情報発信の充実、旅行者の受入環境の充実、誘客促進事業のほか、まちなみ景観整備事業等に役立てたいと考えております。これらの事業をブラッシュアップ化し、事業の具体化を検討してまいります。</p> <p>定率制の議論につきましては、宿泊税検討委員会でもございましたが、税額算出において宿泊事業者側のご負担が大きくなる等の理由により、段階的定額制の検討に至ったところです。なお、宿泊税導入となった際は、当初3年、以後5年周期で制度内容の見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見として承ります</p>
5	<p>【使途】</p> <p>総論 フルシーズン集客力の強化</p> <p>本税導入の目的は白浜への集客力を向上させることにより地域の活性化を図ることにある。導入することによりかえって集客力を低下させるようなことはあってはならない。白浜は西の太平洋と東の田辺湾・網不知湾に挟まれた半島部にある。この恵まれた海の活用を一層図っていくことが今後の白浜の生きる道の一つと考える。以下、具体案を提案する。</p> <p>各論 a. 白良浜側と東白浜をループ的に繋げる。</p> <p>a-① 東白浜・網不知地区の活性化: 網不知の水産資源の育成を通じワタリガニ等を地元名産に育てあげ当該地区の活性化を図る。</p> <p>a-② 田辺湾遊覧、屋形船等を運営し当該湾を多角的に活用する。</p>	<p>本町の観光振興、集客力向上に関しまして、貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">意見として承ります</p>

	<p>a-③ 東白浜を活性化することにより、御幸通り～浜通り～銀座通り～東白浜地区をループ的に人流をデザインし、面的な商圈を形成する。</p> <p>b. 歴史資源の活用</p> <p>b-① 白浜は日本三古泉の一つである、白浜の歴史性、物語性を深堀し、観光資源化する。</p> <p>b-② 万葉時代よりの歴代天皇の行幸と熊野古道との縁を顕彰し、海水浴だけでない白浜のイメージを再構築する。</p>	
6	<p>【税制度】</p> <p>1. 租税原則「公平」「中立」の欠如：「宿泊客と日帰り客間の不公平」および「宿泊事業者とその他観光関連事業者間の不公平」および「宿泊控え等の市場同行予測の未検討による中立性毀損」</p> <p>本事業は、白浜町の急速に進む少子高齢化および人口減少を背景に、観光客等関係人口を活用した町の財政健全化を目指すものとされている。白浜町の観光客のうち、宿泊客は50%台で推移している。このため、宿泊税を負担する宿泊客は観光客を代表する客体とは言い難く、日帰り客と宿泊客の間で税負担有無不公平が生じ、もって宿泊控えも懸念される。本課税による収入の使途は主に持続可能な観光振興等整備である、受益者は全観光客および観光関連事業者である。宿泊税導入をしても日帰り客は担税しないが、そもそも日帰り客は比して消費額も低く観光資源消耗のフリーライド性も高い。このため、宿泊税導入は受益と負担の観点からも日帰り客と宿泊客の不公平は助長される。</p> <p>宿泊事業者は、宿泊税分の価格高騰や徴税によるやむを得ない現地現金決済を選択せざるを得ない場合がある。先行導入自治体では徴税時の課題として、宿泊税だけ現地現金精算する「後出し感」、「現金指定」および事前決済をしても「カード決済手数料の宿泊事業者」が報告されている。(cf. 京都市「宿泊税の制度の在り方の検討」)。導入当初はシステム整備費等補助金、および恒久的に特別徴収交付金等による配慮はなされるものの、宿泊事</p>	<p>外部有識者による宿泊税検討委員会において、観光客等の観光行動に着目し、課税客体について比較検討を行った結果、宿泊者の皆さまは町内での滞在時間が長いことや課税対象としての捕捉が容易なこと、また、行政の徴税コストなどを総合的に勘案して、宿泊施設への宿泊行為が最も適当であるとされ、導入の妥当性が認められました。本町においては、取りまとめられた検討委員会報告書を踏まえた制度案のとおりとしたいと考えております。</p> <p>ご提案の駐車場事業やシャワー施設等への課税は現在のところ考えておりません。ご意見として承りたいと存じます。</p> <p>宿泊税の課税免除につきましては、特別徴収義務者(宿泊事業者の皆さま)にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とするものでございます。ですので、中高生等における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事における宿泊も課税免除としたいと考えております。入湯税は地方税法および白浜町税条例で定められた入湯行為に課税される法定目的税でありますので、引き続きそれらの規定に則った運用といたしたく存じます。</p> <p>検討委員会報告書にある「観光依存度」につきましては、白浜町観光産業経済効果調査協議会が町内の全産業にわたる事業所調査や事業責任者へのヒアリングを実施し、観光における経済構造・規模・効果を算出・分析のうえ作成された「白浜町観光産</p>

業者は宿泊客の減少、徴税事務負担、徴税時手数料負担など直接的な負の影響が懸念され、宿泊事業者とその他観光関連事業者間で不公平が生じる。宿泊税検討委員会報告書(以降、報告書)では、「2 白浜町の現状と検討の経緯－(5)宿泊税検討経緯のまとめ－(3)宿泊税の利点」に、「宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる」とある。これは租税三原則のうちの一つ「簡素」を充足し得る。他方、報告書「5 宿泊税の課税要件等について－(2)課税要件の検討」に、「公平・中立・簡素といった税の三原則に沿った制度設計とする」とあるが、日帰り客と宿泊客間ないし宿泊事業者とその他観光関連事業者間の「中立」「公平」にかかる検討は報告書内に記載されていない。仮に宿泊税を導入するとしても中立性の観点から宿泊控えが起きないか市場同行予測が不可欠である。また、公平性の観点から日帰り客にも税負担を求めべきであり、なおかつ、宿泊事業者以外の観光関連事業者に対しても徴税負担を分配する必要がある。現時点で、これら中立性と公平性の担保検討について報告書で確認できないことから、「宿泊者と事業者の理解を得る」素地が整っていないのではないか。

2. 日帰り客への課税案: 白良浜周辺の駐車場事業およびシャワー等洗体施設の提供事業への課税

前項のとおり、中立性および公平性の観点から、日帰り客への税負担も不可欠である。例えば、白浜町に来る観光客の多くは、白良浜や温泉に訪れることが多い。日帰り客は、温泉を利用する場合は入湯税を支払うが、白良浜を訪れるだけでは担税することはない。白良浜周辺の駐車場にはシャワーが併設されている場合もあり、海水浴等を楽しんだ後も温泉を利用せず以て入湯税を回避して帰路に就くケースも少なくないことから、このような日帰り観光客は担税せず観光資源(白良浜等)のフリーライド性が高い。よってここでは、白良浜周辺の駐車場事業およびシャワー等洗体施設の提供事業に対し課税する案を提案する。

次に事業者側の視点で述べる。白良浜周辺は、町営

業経済効果実態調査報告書(平成26年3月)」から抜粋したものでございます。本町では、その報告書にある数値等は十分な調査分析のもと算出されており、信憑性が非常に高いと認識しております。

↓

意見として承ります

駐車場以外に、私有地を利用した駐車場が点在しており、シャワー等洗体施設が併設されている場合もある。他方、一般に駐車場事業者は、観光団体・協会等を通じた観光資源保全や振興への貢献は確認できず、観光資源（白良浜等）のフリーライド性があり、協調した観光振興に貢献しているとは言い難い。つまり、日帰り客および駐車場事業者は双方とも観光資源のフリーライド性が高いと言える。

報告書「2 白浜町の現状と検討の経緯－(4)財源の検討－④法定外目的税の検討」では、宿泊税やその他課税手段について、受益と負担を加味し、「課税対象」、「対象の補足」、「徴税コスト」について検討している。宿泊税の場合、それぞれ「宿泊行為」、「補足が容易で町民利用は比較的少ない」、「施設数も少なく入湯税スキームを参照しやすい」と記載されている。仮に駐車場事業およびシャワー等洗体施設の利用行為、「対象の補足」は容易で町民利用は比較的少なく、「徴税コスト」も施設数が限定的であり金額に定率を課税する等が考えられるため、課税適用性は宿泊税に劣らない。

以上の通り受益と負担の観点から、白良浜周辺の駐車場事業およびシャワー等洗体施設の提供事業に対する課税の検討をいただきたい。少なくとも公平性の観点から、なんらかの形で日帰り客への課税も検討すべきである。

3. 課税免除の対象年令引き上げ

課税免除に、「年齢12歳未満の者」とある。その理由に、入湯税の課税免除と統一し、宿泊事業者側の混乱を避ける狙いが記されている。99%の国民が高校に進学する現状であり、そもそも成人は18歳と定められている。しかし、宿泊税は、未成年で収入の乏しい高校生や義務教育中の中学生までも課税対象とされる租税事業となっている。

本来、憲法の定める「納税」義務は、所得税法上の基礎控除および勤労学生控除等により非課税制度が定められており、いわゆる「103万円の壁」は160万円まで引き上げられたばかりである。収入の少ない層に対する非課税制度が加速し手取りを増や

すトレンドの最中、白浜町が中高生を課税対象に含み宿泊税を導入することに反発の声は避けられず、時代に逆行していると言わざるを得ない。

そこで具体的な提案として、課税対象から中学生を除くために義務教育終了時の満15歳となる年度の3月、または中高生を除くために満18歳となる年度の3月までを課税免除の対象として検討いただきたい。仮に宿泊税と入湯税の整合性をとるのであれば、入湯税も本案に準じて課税免除対象の引き上げを検討いただきたい。

人口減少や少子高齢化を背景とした事業であるにもかかわらず、大切にすべき子どもも租税の対象とすることは白浜町のポリシーにも相反しているのではないだろうか。もっと言えば、宿泊税の対象者は主に町外の人であることから、「町外の子どもには厳しく徴税する」という間違ったメッセージと受け取られかねない。町財政健全化のため宿泊税導入がやむを得ないとしても、子どもは課税対象外とすることで、家族連れに優しい町と認識され、観光客からも宿泊税に一定の理解が得られるのではないか。

4. 観光依存度の試算の修正の提案：観光依存度の過大評価

報告書「2 白浜町の現状と検討の経緯－(3)観光産業の重要性」では、観光依存度は43.1%と記され、「他の地域、市町村と比べて大きい」と評価している。その内訳の一つ「教育・学習支援」は99.7%であり、「白浜アドベンチャーワールドの売上が業種全体に締める割合」と注意書きがある。他方、白浜アドベンチャーワールドの売上には町民が購入する傾向にある年間パスポート等入場料も少なからず含まれており、本試算が過大評価であることは自明である。報告書の記載は、「観光依存度が高く観光産業の重要性を説明したい文脈」であるが、観光依存度の試算過程で過大評価がある場合、本事業の正確な規模推定を毀損し、もって町民・観光客へのアカウントビリティや信頼を毀損するものなので、修正した方が良いのではないだろうか。少なくとも本租税事業にとって都合の良い数字の扱

	<p>い方は、報告書の他各所の信頼性をも損なうものであり、安易に粗末な数字の取り扱いをするのは控えるのが望ましいと考える。 以上</p>	
--	--	--